

2027年度一般選抜における受験上の配慮について【HP掲載版】

本学に入学を志願する方で障がい等があり、一般選抜における受験上の配慮を必要とする場合は、**出願前に以下の手順により申請を行ってください**。志望する学部等が必要と認めた場合には、受験上の配慮について、事前に志願者と面談を行います。

なお、この面談は、受験上の配慮について確認するためのものであり、合否判定とは一切関係ありません。

また、希望する受験上の配慮が実施された場合でも、入学後の修学上における同様の措置を保証するものではありません。修学上の配慮について予め確認したいことがある場合は、「受験上の配慮申請書」の該当欄にその旨を記入してください。

1 対象の試験

- ①一般選抜 A 個別方式
- ②一般選抜 AN 共通日程方式
- ③一般選抜 N 全学統一方式
- ④一般選抜 C 共通テスト利用方式
- ⑤一般選抜 CA 共通テスト併用方式

2 申請方法

①「受験上の配慮申請書」の入手方法

※令和8年11月1日(日)～12月1日(火)の間に入手してください。

- (1) インターネット出願 (<http://exam.nihon-u.ac.jp/guidance/net-nihon-u/>) のガイダンスページ上部にある「マイページ」ボタンをクリックし、画面の指示に従ってマイページ作成を行ってください。
- (2) マイページ作成後、「STEP2 個人情報の登録・編集と確認」で受験上の配慮申請欄に必ずチェックをしてください。
- (3) マイページ内から「申請書」「作成見本」「送付先の宛名ラベル」を印刷してください。詳細はガイダンスページを参照してください。

なお、上記(2)で受験上の配慮申請欄にチェックをしていない場合、印刷することはできません。

留意事項

- 申請書の入手期間中であれば、いつでも「受験上の配慮申請書」を印刷できますが、申請書類を郵送する必要がありますので、早めに「受験上の配慮申請書」の印刷を済ませてください。
- 申請書の入手期間中であれば、マイページ内において個人情報の登録をした後でも受験上の配慮申請欄にチェックすることができます。
- 申請書の入手期間内に受験上の配慮申請のチェックをした場合でも、入手期間を過ぎると申請書を印刷できなくなりますのでご注意ください。

②「受験上の配慮申請書」の記入方法

- (1) 印刷した申請書には、マイページ登録時に入力した氏名、生年月日、住所等があらかじめ印字されています。印字内容に誤りが無いか確認してください。
- (2) 印字された事項以外は、「作成見本」に従って必要事項に記入してください。
- (3) 申請書の「送付先の宛名ラベル」は、申込書類を郵送する際に市販の角2封筒(A4の用紙を折らずに封入できる大きさの封筒)に貼付して利用してください。

③ 提出方法

- (1) 申請に必要な書類は以下のとおりです。※申請書類は返却いたしません。

ア「受験上の配慮申請書」(インターネット出願のマイページから印刷したもの)

イ「医師の診断書(コピー可)」「身体障害者手帳の写し」「精神障害者保健福祉手帳の写し」のいずれか

※「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写しは、本人確認のため情報(「氏名」「生年月日」など)、障がいの程度(「障害等級」「障害名」)のみで結構です。また、御提出いただいた「写し」については、受験上及び修学上の配慮事項の確認以外の用途には利用しません。

ウ 【大学入学共通テストの「受験上の配慮申請」を行った方のみ】

「受験上の配慮事項審査結果通知書の写し」又は「受験上の配慮事項決定通知書の写し」

※大学入学共通テストの受験上の配慮申請を行った方で、上記ウのいずれかの通知書を受領していない場合は、受領後に通知書の写しを日本大学本部学務部入学課まで送付してください。

(2) 提出期限

令和8年12月1日(火)必着

(3) 申請書類の送付先

〒102-8275 東京都千代田区九段南 4-8-24

日本大学本部学務部入学課「一般選抜受験上の配慮申請」係

3 受験上の配慮事項の確認

①受験上の配慮確認について、「AN共通日程方式」「N全学統一方式」は本部学務部入学課、「A個別方式」「CA共通テスト併用方式」は志望学部等で行います。

※「C共通テスト利用方式」は、本学で試験を実施しないため受験上の配慮確認は行いません。

②申請書類に基づき、必要に応じて出願前に申請者と面談を行います。

③併願を希望する場合、志望学部ごとに面談の日程が異なる場合があります。

⑤障がいの症状・程度の具合や入学後の修学上の配慮について確認する事項がない場合は、電話による面談又は面談を免除する場合があります。

4 入学後の修学上の配慮について

修学上の配慮については、入学手続きが終了後、各学部等の「学生支援窓口」で修学上の合理的配慮の申請手続きを行い、建設的な話し合いにより合理的配慮・支援内容を決定します。

出願前に、入学後の修学上の配慮について予め確認したいことがある場合は、「受験上の配慮申請書」の「入学後の修学上の配慮について」の該当欄に○を付けてください。

※本学の合理的配慮支援（障がい学生支援）については、下記をご参照ください。

https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/

5 受験上の配慮事項の決定及び結果通知

①申請書類に基づいて受験上の配慮事項を決定し、その結果を申請者に通知します。

②結果通知は、「AN共通日程方式」「N全学統一方式」については本部学務部入学課から、「A個別方式」「CA共通テスト併用方式」については志望学部等から書面にて通知します。

③申請者は、**結果通知を受け取ってからインターネット出願で当該試験方式、志望学部・学科等を登録の上、出願してください。**出願の際は、出願書類とともに**決定通知のコピーを必ず同封**してください。

6 留意事項

①提出期限を過ぎてからの申請については、受験上の配慮に対する準備の都合上、ご希望に沿えない場合があります。ただし、提出期限後に大きな病気や怪我により、受験上の特別な配慮が必要になった場合は、この限りではありません。

②試験当日に帽子、サングラス、補聴器の着用、薬等の服用、座布団の持込み等を希望する場合も申請してください。

以 上